

北九州空港滑走路延長事業環境影響評価技術検討委員会運営要領

(総則)

第1条 本要領は、「大阪航空局環境影響評価事務処理要領（平成27年6月19日付け阪空整第17号）第8条及び「九州地方整備局環境影響評価技術検討委員会設置要領」（平成14年2月22日付け国九整規第19号）第4条第2項の規定に基づき、北九州空港滑走路延長事業環境影響評価技術検討委員会（以下「技術検討委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 技術検討委員会は、対象事業の事業特性を勘案し、その地域特性に精通した環境の専門家等で構成し、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 技術検討委員会は、別紙の5名の委員をもって構成する。
- 3 委員は、大阪航空局長が委嘱し、非常勤とする。
- 4 委員長は、委員の互選によって選出する。
- 5 委員長は、会務を総括し、委員長が職務を遂行できない場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(技術的助言)

第3条 委員長は、北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価の手続きの中で、原則として次の事項について、大阪航空局長からの要請を受けて委員会を招集し、技術的な助言を行うものとする。なお、これ以外の事項についても、大阪航空局長からの要請があった場合には、技術的な助言を行うものとする。

法に基づく環境影響評価の実施に当たり最新の科学的知見に基づく検討を要する下記の事項

- 1) 配慮書の作成
- 2) 方法書の作成
- 3) 項目、手法の選定
- 4) 準備書の作成
- 5) 準備書に寄せられた住民等意見に対する見解書の作成
- 6) 評価書の作成
- 7) 評価書の補正

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から当該事業に係る環境影響評価書の公告の日までとする。

(公開)

第5条 委員会は、公開を原則とする。

(技術検討委員会事務局)

第6条 技術検討委員会の事務局は、大阪航空局空港部及び九州地方整備局港湾空港部に置く。

附 則

この運営要領は、令和3年2月4日から施行する。

北九州空港滑走路延長事業環境影響評価技術検討委員会 委員

氏 名	所 属 ・ 職 名	項 目
うえだ なおこ 上田 直子	北九州市立大学 名誉教授	生物生態工学
おかだ やすあき 岡田 恭明	名城大学 理工学部 教授	騒音
かわさき みのる 川崎 実	日本野鳥の会 北九州代表	動物（鳥類）
のがみ あつし 野上 敦嗣	北九州市立大学 国際環境工学部 教授	大気質
まつふじ やすし 松藤 康司	福岡大学 名誉教授	水質

<敬称略：五十音順>